

建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度の変更について

第1 平成31年4月1日以降に公告又は指名通知分の建設コンサルタント等業務より、変動型最低制限価格（岡崎市最低制限価格取扱要領第6条第1項第2号）の算出方法等を変更しました。変更内容は以下のとおりです。

1 算出方法の変更

・変更前

入札参加者全員（予定価格を超えた者を除く）の平均の95%

・変更後（平成31年4月1日以降発注分）

入札参加者全員（予定価格を超えた者及び定型最低制限価格の95%未満の者を除く）の平均の95%

2 変動型最低制限価格に下限の新設

・変更前

下限無し

・変更後（平成31年4月1日以降発注分）

定型最低制限価格の95%を下限とする。

【以下9月1日追記】

第2 令和元年9月1日以降に公告又は指名通知分の建設コンサルタント等業務より、最低制限価格（岡崎市最低制限価格取扱要領第5条）の設定範囲及び一部積算率を変更します。変更内容等は以下のとおりです。

1 最低制限価格の設定範囲

・変更箇所

測量業務における最低制限価格の上限設定

・変更内容

		変更後（令和元年9月1日以降発注分）	変更前
測量 業務	上限	入札書比較価格の <u>10分の8.2</u>	入札書比較価格の <u>10分の8</u>
	下限	入札書比較価格の 10分の6	入札書比較価格の 10分の6

※変動型最低制限価格を算出した場合の下限は定型最低制限価格の95%となります。

2 最低制限価格算出における積算率

・変更箇所

地質調査業務の④諸経費率

・変更前（別表1（建設コンサルタント等業務））

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	

建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)の合計額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	

・変更後(別表1(建設コンサルタント等業務))(令和元年9月1日以降発注分)

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)の合計額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	